

第7章 計画の執行体制・管理

7-1.多様な組織、団体との連携

今後、行政はもちろん、市民一人一人をはじめ、住民自治協議会、市民活動団体等の各種団体、大学、住宅関連企業をはじめとした民間事業者など、市民の住まいや住環境に関わる多様な担い手が主体的な役割を果たし、ともに連携・協力しながら施策の推進に取り組んでいきます。



(1) 市民

住宅の所有者や居住者は、住まいを長く大切に使い、ライフスタイルやステージに応じてリフォーム等を行い、良質な住宅ストックを将来に継承していく必要があります。

また、市民一人一人が、地域コミュニティを構成する一員であることを自覚し、地域における良好なコミュニティや住環境の形成、防犯・防災等の地域課題の解決の主要な担い手となって取り組むことも必要です。

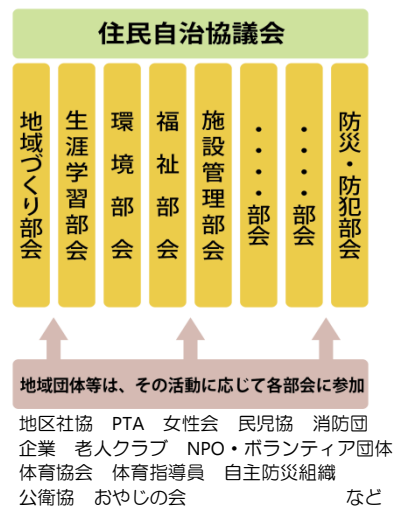


(2) 住民自治協議会

住民自治協議会は、住民個人のほか、さまざまな団体で構成される地域を代表する組織であり、行政等と連携して様々な地域課題を解決する中心的な役割を担うものとして期待されています。

そのため、地域に密着した組織として、地域ニーズを的確に把握し、地域特性を踏まえ、地元の人材を発掘・活用して、まちづくりや居住支援に取り組む必要があります。

住民自治協議会のイメージ



(3) NPO法人・専門家

住宅やまちづくり、福祉、子育てなど幅広い分野で活躍するNPO法人や専門家は、その専門性を活かしたアドバイザー、地域とともに課題を解決していくためのコーディネーターとしての役割を果たしていくことが求められます。

(4) 民間事業者

建築業者や不動産業者など、住まいに関わる民間事業者は、安全で機能性・快適性を備えた住宅を供給、流通させていく役割を担い、住宅の設計、建設、販売や管理の各段階において、良質なサービスや適切な情報の提供に努めることが求められます。

また、市民のニーズや地域特性を踏まえ、周辺環境への調和に配慮した住宅にするなど、地域のまちづくりを担う一員としての役割も期待されます。

福祉サービス事業者は、高齢者や子育て世帯に対して適切なサービスや情報提供を行うとともに、他の分野の主体や行政とも連携をとりながら、これらの世帯が安心して暮らし続けていけるよう支援を行っていくことが期待されています。

(5) 市

市は、国や県、関係機関等との連携を強化し、安全で魅力ある住まいとまちづくりの実現に向け、住宅マスタープランに定める各種施策を強力かつ総合的に進めていくとともに、地域における市民やNPO法人、民間事業者などの主体的な活動への支援に取り組んでいきます。

7-2.計画の進行管理

住宅マスタープランで掲げた目標を実現していくためには、推進体制を整備し、着実に実現を図るとともに、適切に進行管理を行うことが求められます。

国においては、全国計画の見直しを、社会情勢の変化や5年毎に行われる住生活総合調査、住宅・土地統計調査の結果を踏まえて行うこととされています。

本市においても、それらの調査結果や計画見直しの内容を踏まえ、本計画に大きな影響を与える結果が出た場合、必要かつ適切に見直しを行うことが求められます。そのため、本計画の計画期間は10年間であるものの、5年毎に見直し作業を行います。

なお、見直し作業にあたっては、本計画で位置付けた施策の実施状況を測定し、成果目標の達成状況を評価し、必要な改善策を検討することが重要であり、PDCAサイクルを取り入れ、計画の進行管理を行います。

PDCA（計画—実行—点検—改善）サイクル

